

第118期 中間決算公告

2025年12月19日

青森県青森市橋本一丁目9番30号  
株式会社 青森みちのく銀行  
取締役頭取 石川 啓太郎

中間貸借対照表（2025年9月30日現在）

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )			
現 金 預 け 金	1,596,368	預 金	5,020,631
コ ー ル ロ ー ン	10,000	譲 渡 性 預 金	302,291
買 入 金 銭 債 権	2,476	コ ー ル マ ネ ー	872
金 銭 の 信 託	2,002	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	239,868
有 価 証 券	920,428	借 用 金	327,997
貸 出 金	3,508,162	外 国 為 替	13
外 国 為 替	2,860	そ の 他 負 債	39,810
そ の 他 資 産	11,612	未 払 法 人 税 等	485
有 形 固 定 資 産	31,592	リ 一 ス 債 務	119
無 形 固 定 資 産	9,474	資 産 除 去 債 務	158
前 払 年 金 費 用	8,204	そ の 他 の 負 債	39,046
繰 延 税 金 資 産	11,085	賞 与 引 当 金	947
支 払 承 諾 見 返	20,045	役 員 賞 与 引 当 金	7
貸 倒 引 当 金	△ 19,561	株 式 納 付 引 当 金	565
投 資 損 失 引 当 金	△ 29	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	126
		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,780
		支 払 承 諮	20,045
		負 債 の 部 合 計	5,954,959
( 純 資 産 の 部 )			
		資 本 金	19,562
		資 本 剰 余 金	65,960
		資 本 準 備 金	12,916
		そ の 他 剰 余 資 本 金	53,043
		利 益 剰 余 金	83,626
		利 益 準 備 金	6,646
		そ の 他 利 益 剰 余 金	76,980
		別 途 積 立 金	51,500
		繰 越 利 益 剰 余 金	25,480
		株 主 資 本 合 計	169,149
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 13,774
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	1,986
		土 地 再 評 価 差 額 金	2,400
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 9,388
		純 資 産 の 部 合 計	159,761
資 産 の 部 合 計	6,114,721	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	6,114,721

## 中間損益計算書

〔 2025年4月 1日から  
2025年9月30日まで 〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	36,106
資 金 運 用 収 益	28,547
( う ち 貸 出 金 利 息 )	( 20,920 )
( う ち 有 価 証 券 利 息 配 当 金 )	( 3,454 )
役 務 取 引 等 収 益	5,200
そ の 他 業 務 収 益	229
そ の 他 経 常 収 益	2,128
経 常 費 用	31,661
資 金 調 達 費 用	5,588
( う ち 預 金 利 息 )	( 4,146 )
役 務 取 引 等 費 用	3,182
そ の 他 業 務 費 用	2,133
営 業 経 費	19,720
そ の 他 経 常 費 用	1,036
経 常 利 益	4,445
特 別 利 益	-
特 別 損 失	92
固 定 資 産 処 分 損	92
税 引 前 中 間 純 利 益	4,352
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	488
法 人 税 等 調 整 額	655
法 人 税 等 合 計	1,143
中 間 純 利 益	3,208

## 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 重要な会計方針

#### 1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っています。

#### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社及び子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格の無い株式等については移動平均法による原価法により行っています。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っています。

#### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。

#### 4. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。  
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～50年

その他 1年～32年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、  
行内における利用可能期間（1年～7年）に基づいて償却しております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

#### 5. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」  
(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日)に規定する正常先に対する債権については主として今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。また、要管理先に対する債権については主として今後3年間の、他の要注意先に対する債権については主として今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のな書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況がないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額（以下、「非保全額」という。）のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。具体的には、

① 非保全額が一定以上の大口債務者については、債務者の状況を総合的に判断してキャッシュ・フローによる回収額を見積り、非保全額から当該キャッシュ・フローを控除した残額を貸

倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー控除法）により計上しております。

② 上記以外の債務者の債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等から算出した予想損失率を非保全額に乘じた額を貸倒引当金として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が一次査定を行い、資産査定部署が二次査定を行っております。また当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しておりましたが、合併前の株式会社青森銀行においては、2024年事業年度から直接減額を行っておりません。また、合併前の株式会社みちのく銀行においては、2011年事業年度から直接減額を行っておりません。当中間期末における2023年事業年度までの当該直接減額した額の残高は4,253百万円であります。

#### (2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

#### (3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

#### (4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（3年～5年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 : 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年～11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理（会計上の見積りの変更）

退職給付に係る会計処理において、数理計算上の差異の損益処理年数は、従来、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年～12年）で損益処理しておりましたが、平均残存勤務期間がこれを下回ったため、当中間期の期首より損益処理年数を5年～11年に変更しております。この結果、従来の損益処理年数によった場合に比べ、当中間期の経常利益及び税引前中間純利益は、20百万円増加しております。

#### (5) 株式給付引当金

株式給付引当金は、株式交付規程に基づく取締役等への株式会社プロクレアホールディングス普通株式の交付等に備えるため、株式給付債務の見込額に基づき必要と認められる額を計上しております。

#### (6) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

### 6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

### 7. 重要な収益及び費用の計上基準

#### 顧客との取引に係る収益の計上基準

顧客との契約から生じる収益の計上時期は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点としております。また顧客との契約から生じる収益の計上額は、財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で算出しております。

### 8. ヘッジ会計の方法

#### (1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第

24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

### (2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

### (3) 株価変動リスク・ヘッジ

その他有価証券のうち、保有する株式から生じる株価変動リスクに対するヘッジ会計の方法として、信用取引等をヘッジ手段とする繰延ヘッジを適用しております。なお、ヘッジ有効性評価の方法については、原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを定期的に比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性があることが明らかなものについては、ヘッジ有効性の評価を省略しております。

## 9. 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

## 10. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託の解約に伴う損益

投資信託の解約に伴う損益については、銘柄毎に、投資信託解約益については「資金運用収益」の「有価証券利息配当金」に、一方、投資信託解約損については「その他業務費用」に純額で計上しております。

## 追加情報

### (業績連動型株式報酬制度)

当行は、取締役等の報酬と当行の親会社である株式会社プロクレアホールディングス(以下、「当行親会社」という。)の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度(以下、「本制度」という。)を導入しております。

本制度は、当行親会社及び当行が拠出する金銭を原資として、当行親会社の普通株式が信託を通じて取得され、取締役等に対して、役位及び業績目標の達成度等に応じて当行親会社の普通株式等が信託を通じて交付等される制度であります。

## 注記事項

### (中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 11,571百万円

2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」の中の国債に11,423百万円含まれております。

3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。

なお、債権は、中間貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	19,306 百万円
危険債権額	38,917 百万円
三月以上延滞債権額	61 百万円
貸出条件緩和債権額	8,846 百万円
合計額	67,132 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができる可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 手形割引は、業種別委員会実務指針第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 1,236 百万円であります。
- ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（移管指針第 1 号 2024 年 7 月 1 日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、961 百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。

#### 担保に供している資産

有価証券	601,231 百万円
貸出金	20,260 百万円
担保資産に対応する債務	
預金	4,124 百万円
債券貸借取引受入担保金	239,868 百万円
借用金	327,800 百万円

上記のほか、為替決済及び信用取引等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 24,856 百万円及びその他の資産 991 百万円を計上しております。

また、その他の資産には、保証金 106 百万円が含まれております。

- 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は 615,800 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 607,455 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徵求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- 土地の再評価に関する法律（1998 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2001 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める

地価税法（1991年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。

9. 有形固定資産の減価償却累計額 44,100百万円
10. 有形固定資産の圧縮記帳額 3,331百万円
11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は、38,974百万円であります。
12. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率（国内基準）は、8.96%であります。

（中間損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、株式等売却益1,419百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額610百万円、株式等売却損103百万円を含んでおります。

（有価証券関係）

1. 満期保有目的の債券（2025年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	社債	10,107	10,201	94
	その他	513	513	0
	小計	10,620	10,715	94
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	25,394	24,172	△1,222
	地方債	159,244	153,105	△6,138
	社債	31,863	31,514	△349
	その他	29,234	28,404	△830
	小計	245,737	237,196	△8,540
	合計	256,358	247,912	△8,445

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（2025年9月30日現在）

	中間貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

（注）上表に含まれない市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

	中間貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式	11,170
関連法人等株式	—
合計	11,170

3. その他有価証券（2025年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株式	12,740	7,442	5,298
	債券	1,018	1,004	14
	地方債	1,018	1,004	14
	その他	51,647	47,215	4,432
	外国証券	753	744	8
	その他	50,894	46,470	4,423
	小計	65,407	55,662	9,745
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	株式	488	532	△44
	債券	508,564	532,290	△23,726
	国債	298,586	306,354	△7,768
	地方債	133,223	144,667	△11,443
	社債	76,753	81,267	△4,514
	その他	71,286	77,777	△6,490
	外国証券	12,818	13,000	△181
	その他	58,468	64,777	△6,309
	小計	580,339	610,600	△30,261
合計		645,747	666,262	△20,515

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の中間貸借対照表計上額

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	3,959
組合出資金	3,056
その他	137
合計	7,153

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	6,188 百万円
退職給付引当金	588
減価償却限度超過額	1,026
賞与引当金	287
有価証券償却	1,056
未払事業税	107
繰越欠損金	8
その他有価証券評価差額金	6,508
その他	<u>2,996</u>
繰延税金資産小計	18,768
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 6,074
評価性引当額小計	<u>△ 6,074</u>
繰延税金資産合計	12,693

繰延税金負債

繰延ヘッジ損益	△ 905
退職給付信託返還資産評価益	△ 549
退職給付信託設定益	△ 138
その他	<u>△ 14</u>
繰延税金負債合計	△ 1,608
繰延税金資産の純額	<u>11,085 百万円</u>

(注) 当行は、グループ通算制度を適用しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従っております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	7,838円39銭
1株当たりの中間純利益金額	157円42銭

# 第118期 中間決算公告

2025年12月19日

青森県青森市橋本一丁目9番30号  
株式会社 青森みちのく銀行  
取締役頭取 石川 啓太郎

中間連結貸借対照表（2025年9月30日現在）

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )			
現 金 預 け 金	1,596,465	預 金	5,008,534
コールローン及び買入手形	10,000	譲 渡 性 預 金	299,191
買 入 金 錢 債 権	5,687	コールマネー 及び売渡手形	872
金 錢 の 信 託	2,002	債券貸借取引受入担保金	239,868
有 価 証 券	909,337	借 用 金	332,393
貸 出 金	3,465,730	外 国 為 替	13
外 国 為 替	2,860	そ の 他 負 債	50,773
リース債権及びリース投資資産	34,300	賞 与 引 当 金	1,010
そ の 他 資 産	35,164	役 員 賞 与 引 当 金	13
有 形 固 定 資 産	32,202	退職給付に係る負債	144
無 形 固 定 資 産	9,599	役員退職慰労引当金	3
退職給付に係る資産	8,935	株 式 納 付 引 当 金	565
繰 延 税 金 資 産	11,598	睡眠預金払戻損失引当金	126
支 払 承 諾 見 返	20,045	再評価に係る繰延税金負債	1,780
貸 倒 引 当 金	△ 21,767	支 払 承 諾	20,045
投 資 損 失 引 当 金	△ 29	負 債 の 部 合 計	5,955,339
		( 純 資 産 の 部 )	
		資 本 金	19,562
		資 本 剰 余 金	65,934
		利 益 剰 余 金	90,150
		株 主 資 本 合 計	175,648
		その他有価証券評価差額金	△ 13,743
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	1,986
		土 地 再 評 価 差 額 金	2,400
		退職給付に係る調整累計額	502
		その他の包括利益累計額合計	△ 8,854
		純 資 産 の 部 合 計	166,794
資 産 の 部 合 計	6,122,133	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	6,122,133

## 中間連結損益計算書

〔2025年4月 1日から  
2025年9月30日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	43,008
資 金 運 用 収 益	28,005
( う ち 貸 出 金 利 息 )	20,814
( う ち 有 債 証 券 利 息 配 当 金 )	3,019
役 務 取 引 等 収 益	5,761
そ の 他 業 務 収 益	229
そ の 他 経 常 収 益	9,011
経 常 費 用	38,422
資 金 調 達 費 用	5,589
( う ち 預 金 利 息 )	4,135
役 務 取 引 等 費 用	3,032
そ の 他 業 務 費 用	2,133
営 業 経 費	20,365
そ の 他 経 常 費 用	7,302
経 常 利 益	4,585
特 別 利 益	0
特 別 損 失	92
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益	4,493
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	731
法 人 税 等 調 整 額	589
法 人 税 等 合 計	1,321
中 間 純 利 益	3,172
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 中 間 純 利 益	3,172

## 連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 中間連結財務諸表の作成方針

#### (1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 8 社

青銀甲田株式会社

あおぎんカードサービス株式会社

あおぎんリース株式会社

あおぎん信用保証株式会社

みちのくリース株式会社

みちのく信用保証株式会社

みちのくカード株式会社

みちのく債権回収株式会社

- ② 非連結の子会社及び子法人等 2 社

みちのく地域活性化投資事業有限責任組合

プロクレアHD地域共創ファンド投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の子会社及び子法人等

該当ありません。

- ② 持分法適用の関連法人等

該当ありません。

- ③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 2 社

みちのく地域活性化投資事業有限責任組合

プロクレアHD地域共創ファンド投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

- ④ 持分法非適用の関連法人等 1 社

プロクレアまちづくりファンド有限責任事業組合

持分法非適用の関連法人等は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除外しております。

#### (3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 8 社

### 会計方針に関する事項

#### (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

#### (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- ② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～50年

その他 1年～32年

連結される子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社で定める利用可能期間（1年～7年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」

（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日）に規定する正常先に対する債権については主として今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。また、要管理先に対する債権については主として今後3年間の、その他の要注意先に対する債権については主として今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額（以下、「非保全額」という。）のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。具体的には、

① 非保全額が一定以上の大口債務者については、債務者の状況を総合的に判断してキャッシュ・フローによる回収額を見積り、非保全額から当該キャッシュ・フローを控除した残額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー控除法）により計上しております。

② 上記以外の債務者の債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等から算出した予想損失率を非保全額に乘じた額を貸倒引当金として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が一次査定を行い、資産査定部署が二次査定を行っております。また当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しておりましたが、合併前の株式会社青森銀行においては、2024年連結会計年度から直接減額を行っておりません。また、合併前の株式会社みちのく銀行においては、2011年連結会計年度から直接減額を行っておりません。当中間連結会計期間末における2023年連結会計年度までの当該直接減額した額の残高は4,253百万円であります。

連結される子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

連結される子会社の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 株式給付引当金の計上基準

株式給付引当金は、株式交付規程に基づく取締役等への株式会社プロクレアホールディングス普通株式の交付等に備えるため、株式給付債務の見込額に基づき必要と認められる額を計上しております。

(10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(11) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（3年～5年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年～11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結される子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

（会計上の見積りの変更）

退職給付に係る会計処理において、数理計算上の差異の損益処理年数は、従来、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年～12年）で損益処理しておりましたが、平均残存勤務期間がこれを下回ったため、当中間連結会計期間の期首より損益処理年数を5年～11年に変更しております。この結果、従来の損益処理年数によった場合に比べ、当中間連結会計期間の経常利益及び税金等調整前中間純利益は、20百万円増加しております。

(12) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。

(13) 重要な収益及び費用の計上基準

①ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準

リース料を收受すべき時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

②顧客との取引に係る収益の計上基準

顧客との契約から生じる収益の計上時期は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点としております。また顧客との契約から生じる収益の計上額は、財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で算出しております。

(14) 重要なヘッジ会計の方法

① 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定す

るヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

#### ② 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下「業種別委員会実務指針第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

#### ③ 株価変動リスク・ヘッジ

当行のその他有価証券のうち、保有する株式から生じる株価変動リスクに対するヘッジ会計の方法として、信用取引等をヘッジ手段とする繰延ヘッジを適用しております。なお、ヘッジ有効性評価の方法については、原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを定期的に比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性があることが明らかなものについては、ヘッジ有効性の評価を省略しております。

- (15) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

#### 投資信託の解約に伴う損益

投資信託の解約に伴う損益については、銘柄毎に、投資信託解約益については「資金運用収益」の「有価証券利息配当金」に、一方、投資信託解約損については「その他業務費用」に純額で計上しております。

### 追加情報

#### (業績連動型株式報酬制度)

当行は、取締役等の報酬と当行の親会社である株式会社プロクレアホールディングス（以下、「当行親会社」という。）の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入しております。

本制度は、当行親会社及び当行が拠出する金銭を原資として当行親会社の普通株式が信託を通じて取得され、取締役等に対して、役位及び業績目標の達成度等に応じて当行親会社の普通株式等が信託を通じて交付等される制度であります。

### 注記事項

#### (中間連結貸借対照表関係)

- 関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資金を除く）  
401百万円
- 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」の中の国債に11,423百万円含まれております。
- 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	20,598百万円
危険債権額	38,917百万円
三月以上延滞債権額	61百万円
貸出条件緩和債権額	8,861百万円
合計額	68,438百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

4. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1,236百万円であります。

5. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（移管指針第1号 2024年7月1日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、961百万円であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	601,231百万円
貸出金	20,260百万円

担保資産に対応する債務

預金	4,124百万円
債券貸借取引受入担保金	239,868百万円
借用金	327,800百万円

上記のほか、為替決済及び信用取引等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券24,856百万円及びその他資産991百万円を計上しております。

また、その他資産には、保証金173百万円が含まれております。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は620,431百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが612,086百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2001年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（1991年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。

9. 有形固定資産の減価償却累計額 45,150百万円

10. 有形固定資産の圧縮記帳額 3,592百万円

11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は38,974百万円であります。

12. 銀行法施行規則第 17 号の 5 第 1 項第 3 号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準）は、9.26% であります。

(中間連結損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、株式等売却益1,419百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額782百万円及び株式等売却損103百万円を含んでおります。
3. 中間包括利益 8,579百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2025年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、重要性が乏しいと判断されるもの、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注1）参照）。また、現金預け金及び債券貸借取引受入担保金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから注記を省略しております。

（単位：百万円）

	中間連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券 満期保有目的の債券 その他有価証券	256,328 645,821	247,912 645,821	△8,416 —
(2) 貸出金 貸倒引当金（*1）	3,465,730 △20,175	3,399,635	△45,919
資産計	4,347,704	4,293,368	△54,336
(1) 預金 (2) 譲渡性預金 (3) 借用金 (4) 借入有価証券	5,008,534 299,191 332,393 556	5,008,279 299,191 332,393 556	△254 — — —
負債計	5,640,676	5,640,422	△254
デリバティブ取引（*2） ヘッジ会計が適用されていないもの ヘッジ会計が適用されているもの	(0) 2,997	(0) 2,997	— —
デリバティブ取引計	2,997	2,997	—

（\*1） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、有価証券に対する投資損失引当金については、重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

（\*2） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1） 市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	中間連結貸借対照表計上額
非上場株式（*1）（*2）	3,964
非上場外国株式（*1）	0
組合出資金（*3）	3,056
その他	137
合計	7,158

- (\*1) 市場価格のない株式等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
- (\*2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について4百万円減損処理を行っております。
- (\*3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

## 2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

### (1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券（その他有価証券）				
うち国債	298,586	—	—	298,586
地方債	—	134,242	—	134,242
社債	—	76,753	—	76,753
株式	13,303	—	—	13,303
外国証券	—	13,571	—	13,571
投資信託	27,871	79,545	—	107,417
デリバティブ取引				
金利関連	—	2,997	—	2,997
通貨関連	—	11	—	11
資産計	339,761	307,123	—	646,885
デリバティブ取引				
金利関連	—	—	—	—
通貨関連	—	12	—	12
負債計	—	12	—	12

(注1) 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれていません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の中間連結貸借対照表計上額は1,945百万円であります。

(注2) 第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却及び償還の純額	投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち中間連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
	損益に計上	その他の包括利益に計上(*1)					
1,927	—	17	—	—	—	1,945	—

(\*1) 中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券（満期保有目的の債券）				
うち国債	24,172	—	—	24,172
地方債	—	153,105	—	153,105
社債	—	2,978	38,737	41,715
その他	—	—	28,917	28,917
貸出金	—	—	3,399,635	3,399,635
資産計	24,172	156,083	3,467,290	3,647,547
預金	—	5,008,279	—	5,008,279
譲渡性預金	—	299,191	—	299,191
借用金	—	332,393	—	332,393
その他の負債				
借入有価証券	556	—	—	556
負債計	556	5,639,865	—	5,640,422

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資産

有価証券

有価証券のうち、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものについてはレベル1の時価に分類しており、主に上場株式や国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合、また相場価格に準ずるものとして観察可能なインプットを用いて合理的に算定された価格（情報ベンダー等から入手した価格）等はレベル2の時価に分類しており、主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。証券化商品については、相場価格に準ずるものとして合理的に算定された価格等によっており、その価格の算定にあたり重要な観察できないインプットを用いていることからレベル3の時価に分類しております。

自行保証付私募債は、保証形式及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、破綻懸念先の自行保証付私募債については、帳簿価額から個別貸倒引当金相当額を控除した後の価格を時価しております。これらについては、重要な観察できないインプットを用いていることからレベル3の時価に分類しております。

## 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、保全率、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

これらについては、重要な観察できないインプットを用いていることからレベル3の時価に分類しております。

## 負債

### 預金及び譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを市場金利で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これらについては、観察可能なインプットを使用していることからレベル2の時価に分類しております。

### 借用金

残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。残存期間が1年超のものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映した利率で割り引いて現在価値を算定しております。観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

### その他負債

借入有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。

借入有価証券については、株式は取引所の価格によっております。借入有価証券は全額ヘッジ会計を適用しており、ヘッジ会計が適用されている取引について、ヘッジ会計の方法ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価は、次のとおりであります。

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	株式信用取引	その他有価証券(上場株式)	451	—	556

(※1) 契約額等から時価を減算した金額である差額は△105百万円であります。

## デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引、通貨関連取引等であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

割引現在価値の算定に使用されるインプットは市場金利や為替レート等であり、観察可能なインプットを使用していることからレベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報  
該当事項はありません。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券(2025年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	社債	10,107	10,201	94
	その他	513	513	0
	小計	10,620	10,715	94
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	25,394	24,172	△1,222
	地方債	159,244	153,105	△6,138
	社債	31,863	31,514	△349
	その他	29,234	28,404	△830
	小計	245,737	237,196	△8,540
合計		256,358	247,912	△8,445

2. その他有価証券(2025年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	12,814	7,468	5,346
	債券	1,018	1,004	14
	地方債	1,018	1,004	14
	その他	51,647	47,215	4,432
	外国証券	753	744	8
	その他	50,894	46,470	4,423
	小計	65,481	55,688	9,793
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	488	532	△44
	債券	508,564	532,290	△23,726
	国債	298,586	306,354	△7,768
	地方債	133,223	144,667	△11,443
	社債	76,753	81,267	△4,514
	その他	71,286	77,777	△6,490
	外国証券	12,818	13,000	△181
	その他	58,468	64,777	△6,309
	小計	580,339	610,600	△30,261
合計		645,821	666,288	△20,467

## (収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

区分	当中間連結会計期間
役務取引等収益	4,678
預金・貸出業務	2,897
為替業務	721
証券関連業務	56
代理業務	964
保護預り・貸金庫業務	37
その他経常収益	193
顧客との契約から生じる経常収益	4,871
上記以外の経常収益	38,137
経常収益	43,008

(注) 役務取引等収益は主に銀行業から、その他経常収益はその他業務から発生しております。

なお、上表の「上記以外の経常収益」、「経常収益」には企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益も含んでおります。

## (1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	8,183円44銭
1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額	155円63銭